

元離宮二条城本丸御殿御常御殿 2 階複製画引手金具
制作委託仕様書

令和 6 年 1 1 月

京都市文化市民局元離宮二条城事務所

(担当 佐橋・中野 電話：803-1115)

1 業務名

元離宮二条城本丸御殿御常御殿 2階複製画引手金具制作委託

2 履行場所

京都市中京区二条通堀川西入二条城町541番地

3 業務概要

本業務は、重要文化財（建造物）二条城本丸御殿（**図1**）の2階御座所の天袋・地袋の障壁画（**図2～5**）を、デジタル技術による複製画（以下、「複製画」という。）に取り付けるための複製の引手金具（**図6**）4点を制作するものである。

重要文化財（建造物）に指定されている本丸御殿の一部である障壁画は、文久2年（1862）、明治天皇の伯母、淑子内親王が桂宮家を相続することを契機に、狩野永岳等、当時京都御所の障壁画制作を担った一級の絵師達を中心となって、制作されたものである。複製引手金具及び複製画は、MICE利用等の活用之际、飲食物等で原画にき損が発生しないよう、原画と嵌め替えるために制作するものである。

4 業務の内容

(1) 作業方針

ア 業務の実施にあたっては、現地で調査及び採寸を行ったうえで、必要な材料、寸法等の詳細な実施仕様について本市職員と協議のうえで定めること。なお、仕様書の内容を変更する必要があるときは、直ちに契約変更の手続きを行う。

イ 新調する引手金具建具等の形状・寸法、材料及び工法は、旧規の引手金具に従うことを原則とする。詳細は本市職員と協議のうえ、決定すること。

ウ 制作にあたっては、国指定文化財建造物において、飾金具制作の実績を有する者を従事させるよう努めること。

(2) 履行期間

契約の日の翌日から令和7年2月28日まで

(3) 材料・仕様・工法

ア 材料

- ・生地には銅板を用いること。
- ・仕上げは黒漆（焼き付け）とすること。

イ 仕様

- ・既存の桐文様引手に沿って、二枚座で制作すること。
- ・底の膨らみを復元すること。
- ・寸法は**図6**のとおりとする。
- ・固定用の真鍮釘を、各金具につき2本、計8本用意すること。
- ・固定用の真鍮釘の色味は、引手金具に合わせること。

ウ 工法

- ・ 伝統的な手法（基本的に手作業）で成形作業を行うこと。

(4) 提出書類

提出する書類等は以下による(特記なき限り各1部)。

ア 契約締結後に提出するもの

- ・ 実施工程表

イ 完了時に提出するもの

- ・ 完了届

ウ 完了検査合格後に提出するもの

- ・ 請求書
- ・ 本市職員が特に指示するもの

(5) 検査

以下の材料納入時及び作業完了時に、本市職員の検査を受けること。

ア 納品検査

- ・ 生地（整形後）

イ 完了検査

業務を完了したときの完了届は、次に示す要件の全てを満たす場合に、本市職員を通して京都市長に提出することができる。

- ・ 業務仕様書に示す全ての業務が完了していること。
- ・ 本市職員の指示を受けた事項が全て完了していること。

5 共通事項

- (1) 元離宮二条城本丸御殿は重要文化財に指定されており、業務の実施に当たってはその文化財的価値を念頭におき、保存に関して細心の注意を払いながら作業を行うこと。現地での作業中に事故や器物の損壊等が発生した時は、速やかに本市職員に連絡し、指示に従うこと。損傷が生じた場合は、受注者において補修すること。
- (2) 城外に二条城の所有物を搬出する場合は、事前に本市職員に届け出て許可を受けること。その場合、「借用書」を提出すること。
- (3) 城内の立ち入り禁止地区（柵内）及び建造物内等、作業に関係のない場所への侵入は、厳につつしむこと。
- (4) 城内の備品・電気・ガス等の使用は、その都度、必ず本市職員の許可を受けること。また、使用後は、清掃を行い、元の場所へ返却し、本市職員の確認を受けること。
- (5) 業務の完成に際しては、建物等の内外の後片付け及び清掃を行うこと。
- (6) 作業条件
 - ア 作業時間
 - (7) 労働時間短縮の推進を図るため、作業は原則として、「京都市の休日を定める条例」による休日（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日等（以下「休日」という。））は行わないこととし、平日に行うよう努めること。
 - (8) 作業内容、作業工程の都合等により作業時間の延長、休日作業を実施する場合、

本市職員と協議する。(その場合、検査及び施工の立会いは、原則として行わない。)

- (g) 入退城及び作業時間は、8:30から17:30までとし、早出・残業をする際は事前に本市職員の許可を受けるものとする。
- (e) 作業従事者の代表者は、必ず入城時に当日の予定・要員数等を本市職員に報告すること。又、退城時にも、当日実施した業務内容等を報告すること。
- (f) 作業従事者は、元離宮二条城から貸し出す「入城証」を身に着け作業を行うこと。入城証不携帯については入城を認めない。なお、関係者以外の入城についても同様とする。
- (h) 城内では頻繁にイベントがあるため、工程については、関係者と十分調整すること。

イ 作業車両

- (f) 作業用車両の入退城については、可能な限り、観覧者のいない時間帯に行うこと。進入経路が歩行者観覧経路と重複するため、十分注意すること。
- (i) 作業用車両の入退城は、原則として7:30から8:30までは東大手門から、9:00から18:00までは北大手門からとする。入退城の際には門付近に常駐する警備員の指示に従うこと。
- (g) 一般観覧時間(8:45から17:00)における作業用車両の城内の移動は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により入退城する際には、事前に本市職員に届け出たうえで、本市職員の立ち会いのもと、現場作業員が徒歩で車両を誘導すること。
- (e) 作業用車両は車両の前後に業務名称を取り付けることとし、運転者及び同乗者についても本市から貸し出す「入城証」を身に着けること。
- (f) 城内の作業用車両速度は観覧者の有無に関わらず10km/h以下とする。
- (h) 大型車両の搬入がある場合は、事前に本市職員と協議を行い、許可を受けること。
- (k) 作業用車両は、原則として城内北東部に駐車すること。必要に応じて、城外押小路通南側の空地にも駐車することができる。
- (l) 城外周辺道路での車両の駐停車は、交通運行の妨げになることから、厳に慎むこと。

(7) 委託料の支払い条件

ア 前金払い及び部分払いは行わないものとする。

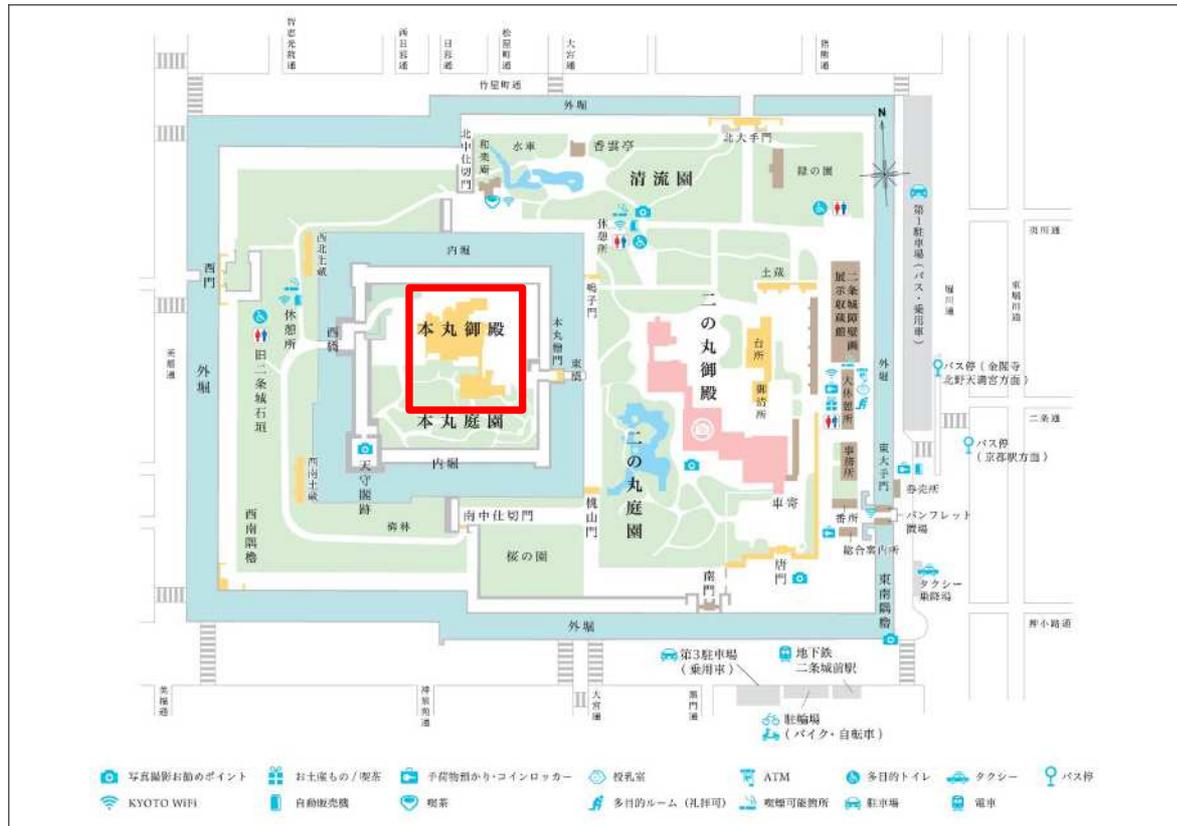
イ 受注者は、「4業務の内容」の「(5)検査」で示すア・イ全ての検査に合格した時、委託料の請求を行うことができる。

(7) 法令等の遵守

受注者は、業務の履行にあたり、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設業法等に関する技術基準を定める省令、道路交通法、公害関係法規、職業安定法及び本作業に係るその他の法規を遵守し、関係官公署の命令、指示に従うこと。

図1 複製画設置の場所

二条城城内図 赤枠：本丸御殿



本丸御殿 平面図 青枠：御常御殿2階御座所



図2 天袋 向かって右 本紙寸法：228×638mm 外寸法：273×680mm



図3 天袋 向かって左 本紙寸法 228×638mm 外寸法：273×680mm



図4 地袋 向かって左 本紙寸法：386×313mm 外寸法：428×349mm



図5 地袋 向かって右 本紙寸法：386×313mm 外寸法：428×349mm



図6 引手金具寸法（概寸）

引手金具寸法

図 6

※底までの厚み
最大：約10mm

